

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

産地競争力の強化を目的とする取組

1 取組の概要

事務取扱要領別表の推進事業のメニュー欄の取組の概要については、次に掲げるものとする。

(1) 土地利用型作物（稲、麦、豆類）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦類の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。

また、新規需要米（米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。）の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類（大豆及び雑豆をいう。以下同じ）については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

主要農作物種子（北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号）第2条第1号に規定された作物（稲、大麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上や労働時間の削減等を推進。

(2) 畑作物・地域特産物（いも類、てん菜等の畑作物及びそば、ハトムギ、ホップ、薬用作物、油糧作物、染料作物等）の取組

畑作物・地域特産物について、直播の導入など大規模機械化体系の実現を可能とする省力化技術を確立するとともに、新品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

(3) 果樹の取組

道産果実の高品質安定生産やブランド力の強化、需要拡大を図るため、栽培管理技術の向上や優良・新品種の導入、道産果実の認知度向上・需要拡大に向けた取組等を推進。

(4) 生産体制保安の取組

農作業現場の安全性を確保し、安定的な農業生産活動を行うため、地域の農作業実態や農作業事故原因等に基づいた総合的な農業生産体制の保安対策を推進するための総合的な保安計画等を定め、農作業保安指導員の育成を図るとともに、農作業事故の多発地域や危険性の高いと見込まれる地域を中心に、農作業現場環境改善の推進及び農作業安全指導の徹底等の取組を地域ぐるみで推進。

(5) 環境保全型農業の取組

主要畑作地域等における輪作の乱れ、連絡障害、地力低下等の問題に対処するため、地域の実態に応じた輪作体系や土づくり、環境負荷低減型の施肥技術・防除技術を組み合わせた環境保全型農業技術の確立などに向けた取組を推進。

(6) 家畜改良増殖の取組

乳用牛の生産性の向上による経営体質強化を図るため、乳用雌牛群の改良に資する能力検

定、乳用雌牛の能力向上を促進する乳用種雄牛選抜の基礎となる調整交配及び検定材料娘牛の普及啓発・指導等を推進。

肉用牛の生産基盤の更なる強化を図るため、これまで造成してきた優良な繁殖雌牛群と食味などに優れる能力を備えた種雄牛を交配し、生産される雌牛にゲノミック評価を行い、能力の優れた雌牛を確保することで、トップエリート牛群の造成を推進。

中小家畜（豚、鶏）の効率的な改良増殖を図るため、系統造成及び能力検定純粋種豚の維持・改良、遺伝的能力評価の体制整備、鶏の育種改良関連新技術の開発・実用化を推進。

馬の改良増殖を推進するため、生産技術向上に向けた取組を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、蜜蜂、地鶏等）の振興を図るため、協議会等の開催、現地調査及び指導、特用畜産物の普及啓発を推進。

#### （7）生乳乳製品流通の取組

指定生乳生産者団体の運営に対する指導・調整、生乳需給調整推進指導及び乳質改善に向けた検討・指導、指定生乳生産者団体が行う需要に即した生乳の計画生産達成の効果的な推進及び乳質基準等の運用改善の取組を推進。

#### （8）多角的農作業コントラクター育成の取組

担い手の規模拡大等に伴う労働力不足を補完するため、地域の実情を考慮した耕種・畜産部門の農作業受委託方針の策定、農作業受委託の推進、ニーズに即した受託作業を展開するための実態調査、農作業請負計画作成、農業機械オペレーターの技能講習会の開催、農家及び組織の経営合理化のための経営支援、中古・遊休保有農業機械の処分斡旋等により、耕種部門と畜産部門の多角的な農作業を行う総合的なコントラクター（農作業請負組織）の育成を推進。

### 2 取組の実施基準等

#### （1）事業実施主体

ア 農事組合法人（「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（事務取扱要領別表の事業実施主体の欄の「知事が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有していなければならないものとする。

イ 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

ウ 事務取扱要領別表の事業実施主体の欄の特認団体は、次のとおりとする。

（ア）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であつて、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

（イ）その他事業目的に資する団体であつて、地域の課題の解決に特に寄与する者として認められるもの。

（ウ）生乳乳製品流通の取組を対象として事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、指定生乳生産者団体に限るものとする。

エ 事務取扱要領別表の事業実施主体の欄の消費者団体（知事が別に定めるものをいう。）

とは、「消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）」とし、かつ次の要件をすべて満たす団体とする。

（ア）名称、事務所、会員、役員構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

（イ）営利を目的としないものであること。

（ウ）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

(エ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

(オ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(カ) 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

オ 事務取扱要領別表の事業実施主体の欄の「市場関係者（知事が別に定めるものをいう。）」とは、次に掲げるものとする。

(ア) 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

(イ) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

## (2) 採択要件、実施基準等

### ア 共通事項

(ア) 補助対象経費は、賃金（臨時的雇用に限る。）、旅費、共済費（賃金を支払う者に対する社会保険料に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会議等用の茶果代に限る。）、印刷製本費など）、報償費、役務費、使用料及び賃借料、委託費などとし、必要に応じて別に定めるものとする。

(イ) 販売促進のために実施するPR活動としての、ポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会、交流会等に係る経費は、交付の対象外とする。

(ウ) 事業実施主体は、事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の4の「実証、試験の実施」、5の「技術の普及」、6の「啓発活動」、7の「その他」にあつては、必要最小限の施設・機械等を借り上げることができるものとする。

(エ) 事業実施主体は、推進事業の実施において、知事が適当と認める事業又は専門的な知見を要する事業を、必要に応じて一部委託することができるものとする。

(オ) 主要農作物種子については、原原種ほ及び原種ほの設置及び管理運営、ほ場及び生産物の審査、地域条件に適した優良な品種を決定するための試験等に要する経費は交付の対象外とする。

(カ) 土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹及び耕種作物の生産振興に係る取組を実施する場合であつて、事業実施主体が市町村、農業協同組合及び農業者が組織する団体の場合にあつては、事業内容が地域の諸課題を解決するためのものとして、原則、次に掲げるいずれかに該当すること。

a 肥料・農薬の低投入による肥料費・農業薬剤費の低減等を行う低投入型経営システムの確立

b 大豆コンバインやてん菜多畦収穫機などの新たな収穫体系の確立や農作業支援組織の育成等に向けた低コスト・省力型生産の実現

c 土づくりの取組、新たな輪作体系の確立など、環境調和型栽培システムの確立

d 交換耕作や作業受委託など、耕種農家と畜産農家のマッチングによる耕畜連携の取組を推進

(キ) 飼料増産の取組にあつては、農作物種子に係る経費を、交付対象とできるものとする。

(ク) 家畜改良増殖の取組のうち乳用牛を対象とするものにあつては、能力検定を実施するとともに、検定員に対する技術の普及、乳用雌牛の能力向上を促進する乳用種雄牛選抜の基礎となる調整交配及び検定材料娘牛の普及啓発・指導等を推進するものとする。

(ケ) 家畜改良増殖の取組のうち肉用牛を対象とするものであつて、道産種雄牛を活用した繁殖基盤強化の取組にあつては、優良種雄牛の交配に要する経費を、交付対象とすることができる。

## イ 協議会の開催

事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の1の「協議会の開催」は、産地競争力強化の確立のために必要な市町村、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内のリーダー的立場にある農業者等で構成された協議会及び検討会等を実施することができるものとする。

## ウ 行動計画の作成

事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の2の「行動計画の策定」は、産地競争力強化を確立するために必要な行動計画、生産振興目標、研修プログラム等の策定を実施することができるものとする。

## エ 調査の実施

事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の3の「調査の実施」は、産地競争力強化の確立のために必要な農畜産物の生産状況及び消費動向調査、生産・経営技術高度化支援指導等に係る調査・分析及び診断、生産資材等の実態調査、土壌・水質の調査等を実施することができるものとする。

(ア) 調査の実施に当たり現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

(イ) 調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付の対象外とする。

(ウ) 家畜改良増殖の取組のうち乳用牛を対象として乳用牛改良体制の強化のための地域の乳用牛改良状況に関する調査を行う場合にあっては、獣医師又は家畜人工授精師と連携して実施するものとする。

## オ 実証、試験の実施

事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の4の「実証、試験の実施」は、産地競争力強化の確立のために必要な新技術の実証、新品種の導入等の実証、試験を実施することができるものとする。

(ア) 農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、実証、試験については、環境保全、飼料増産及び家畜改良増殖の取組を対象とした取組を除き交付の対象外とするものとする。

(イ) 実証、試験の実施に係る作業の実施経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の一時借上料金、資材（事業実施地区において一般に生産に摘要されている肥料等は除く。）の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌診断、管理記録に要する費用及び別に定める費用は、経費に含むことができるものとする。

(ウ) 実証、試験として加工品の開発及び改良を行う場合、新製品又は改良製品の包装容器及び包装デザインの開発及び改良については、交付の対象外とする。

(エ) 実証、試験に係る廃棄物処理経費は交付の対象外とする。

(オ) 飼料増産の取組にあっては、飼料作物の生産性の高い効率的な生産技術の実証、試験を、農協等が事業実施主体となり、その他農業者の組織する団体、農業生産法人等、その他知事が適当と認めるものに対し、委託して実施する場合、その取組に係る経費を交付できるものとする。

なお、本取組に係る必要最小限の機器の導入費及び一般に生産に適用されている資材費を、経費に含めることができるものとする。

(カ) 家畜改良増殖の取組で乳用牛を対象とする場合にあっては、「牛群検定高度化推進事業に係る検定の実施について」（平成19年4月2日付け畜産第873号畜産振興課長通知。以下「実施基準」という。）に基づき実施するものとする。

## カ 技術の普及

事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の5の「技術の普及」は、産地競争力強化の確立を図るため、技術指導、生産基盤の改善、生産・経営技術研修、原種ほ等の設置、販売体制の確立に向けた人材育成、相談窓口の設置等により技術の普及を実施することができる

できるものとする。

なお、家畜改良増殖の取組のうち乳用牛を対象とするものにあつては、次に掲げるものとする。

- (ア) 乳用牛改良体制の強化のための家畜人工授精技術者との連携にあつては、研修会は地域の獣医師、家畜人工授精師等を対象とし、交配指導は地域の獣医師、家畜人工授精師と連携して実施するものとする。
- (イ) 能力検定の推進に係る研修会の開催は、検定実施農家及び検定員等を対象として行うものとする。

#### キ 啓発活動

事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の6の「啓発活動」は、産地競争力強化の確立を図るため、普及啓発、情報提供活動及び情報提供システムの整備等により啓発活動を実施できるものとする。

#### ク その他

事務取扱要領別表の推進事業の事業内容の欄の7の「知事が別に定める取組」は、次に掲げるものとする。

- (ア) 果樹の取組にあつては、次に掲げる要件により道産果樹ブランド力強化総合推進事業を実施することができるものとする。
  - a 事業の内容
    - (a) 高品質果実安定生産対策  
栽培管理技術の向上や優良・新品種の導入に向けた取組
    - (b) 需要拡大対策  
道産果実の認知度向上や需要拡大に向けた産地PRや情報発信等の取組
  - b 事業実施主体  
この事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、北海道果樹協会に限るものとする。
  - c 事業実施等の手続き  
この事業が完了したときには、事務取扱要領第17の実績報告に事業告示で定める関係書類のほか、第5-2号様式の事業実績書を添付し、農政部長に報告するものとする。  
なお、実施要綱の第7に準ずる実施状況報告は不要とする。
- (イ) 家畜改良増殖の取組のうち肉用牛生産基盤の更なる強化を図るための和牛繁殖基盤の造成の取組にあつては、次に掲げる要件により北海道和牛繁殖基盤造成事業を実施することができるものとする。
  - a 事業の内容  
肉用牛生産基盤の強化のため、地域生産組織等が実施するゲノミック評価を活用した優良繁殖雌牛の選抜・確保、検討会の開催など肉用牛生産基盤及び地域生産組織等に対する指導等の取組に必要な経費について助成。
  - b 事業実施主体  
この事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、事務取扱要領第2の4に規定する「知事が適当と認める団体」とし、一般社団法人北海道酪農畜産協会（以下「協会」という。）に限るものとする。
  - c 事業実施等の手続き
    - (a) 実施要領の作成  
協会は、本事業を実施しようとするときは、あらかじめ事業の趣旨、内容、当該協会と団体等の間における補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、知事に

報告するものとする。実施要領を変更する場合も同様とする。

(b) 事業の完了

この事業が完了したときには、事務取扱要領第17の実績報告に事業告示で定める関係書類のほか、第5-3号様式の事業実績書を添付し、農政部長に報告するものとする。

なお、実施要綱の第7に準ずる実施状況報告は不要とする。